

厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会 日本脳炎に関する小委員会の設置について

平成 22 年 1 月 15 日
厚生科学審議会予防接種部会
予防接種部会長定め
一部改正 平成 24 年 10 月 31 日

1. 設置の趣旨

日本脳炎の予防接種については、重篤な副反応（重症 ADEM：急性散在性脳脊髄炎）が認められたことから、平成 17 年 5 月、積極的な勧奨を差し控えたところ。

平成 21 年 2 月に新しい製造方法による「乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン」が薬事承認を得て使用可能となり、平成 21 年 6 月に関係省令の改正を行い、定期予防接種 1 期にて使用可能なワクチンとして位置付けた。

今後の日本脳炎の定期接種の円滑な実施に向けた検討を行うため、予防接種部会に「日本脳炎に関する小委員会」を設置する。

2. 検討事項

- ・日本脳炎予防接種の次シーズンに向けた接種のあり方（勧奨接種、未接種者への経過措置等）について検討を行う。
- ・その他日本脳炎の予防接種に関する検討を行う。
- ・検討結果は、予防接種部会に報告する。

3. 委員

- ・委員会の委員は別紙のとおりとする。
- ・委員長は予防接種部会長の指名によるものとする。
- ・委員長は副委員長を指名できる。
- ・必要に応じて参考人を招致することができる。

4. その他

- ・小委員会の議事は原則公開とする。ただし、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は知的財産権その他個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合には、委員長は会議を非公開とすることができる。
- ・委員会の庶務は、厚生労働省健康局結核感染症課が行う。

※ 下線部が今回追加・変更を行う部分